

令和元年度山形県総合政策審議会土地利用部会議事録概要

1 審議 山形県土地利用基本計画の変更について

資料1～4に基づき事務局から説明が行われ、このことについて、委員からの主な意見等は以下のとおり。

① 整理番号1、2 南陽森林地域の縮小、上山森林地域の縮小

渡邊委員： 資料1の1ページの表で、縮小面積が39ha、白地地域の拡大が10haとあるのは、39haのうち10haが白地地域に入っているということですか。

事務局： 縮小面積の39haは、6案件合計で39ha縮小するものです。白地地域の10ha拡大も、6案件合計の数字です。本案件における白地地域の拡大面積は、南陽が2ha、上山は5haです。

② 整理番号3 大石田森林地域の縮小

大友委員： 南陽、上山でもそうですが、森林地域なのに道路のルート上で計画変更の対象とされてない箇所は、トンネルなのですか。

事務局： はい。

大友委員： それで切れ切れになっているのですね。

渡邊委員： この案件では白地地域の増はないのですか。どのような場合に白地地域になるのですか。

事務局： 他に地域が重複している場合は、一つの地域が外れても他の地域が残るため白地になりませんが、1つの地域だけが指定されている場合は、その地域が外れると何も指定がなくなるため白地地域となります。

③ 整理番号4 米沢森林地域の縮小

渡邊委員： この案件では、跡地の利用について何か計画はあるのですか。

事務局： こちらは、廃棄物の最終処分場ですが、現在は廃棄物の埋め立てが終了し、新たな埋め立てはありません。これから水処理を継続し、水が完全にきれいになった時点（廃止の基準に適合した時点）で廃止となります。跡地利用については、現在把握しておりませんので、後程確認します。

※事業者の計画書を確認したところ、そこに植樹をして、資材置場とする計画でありました。

渡邊委員： 埋め立てが終わった後、そのまま放置すれば原野のような状態になっていくと思います。その後自然の状況の中で木が生えてくれば、また森林に戻っていくと思いますが、そうなった時点でまた新たに地域森林計画の対象に入れるということもありますか。

事務局： 現状でははっきりとは分かりませんが、地域森林計画に編入することが適切だと認められる際にはまた編入することも考えられます。

部会長： 中には産業廃棄物の埋め立てが終了した後は公園になるケースもあるようですが、未定ということですね。

大友委員： 産業廃棄物処分場の増設等の計画書では、埋立終了後の計画についても、覆土してその後に林に戻す等といった計画まで、最初から多分盛り込まれているはずですが、まだ水処理の段階なので、時間はかかると思いますが、遠い将来、植生を回復させていく計画となっていると思います。

部会長： 森林に戻るだろうということですね。

渡辺委員： この案件の場合、林地開発許可が昭和60年5月1日ということですが、完了されたときにいわゆる地域森林計画から除外することになるんですか。34年ぐらい林地開発が継続していた中というのは、地域森林計画対象民有林になっていたということですか。

事務局： そのとおりです。

渡辺委員： 開発が継続していく中で、地域森林計画対象民有林に含まれるというのは、どのような根拠になるのですか。実態と合わないということはないのですか。

事務局： 林地開発の途中の状態ではどこまでが森林から除外されるかというのがはっきりしないこともあり、完全に林地開発が完了した時点で除外するという手続きを取っています。

渡辺委員： 林地開発行為完了は、森林の所有者から申し出があるのですか。

事務局： 所有者ではなく、開発事業者から完了の届出があり、県で検査をして完了と認められたら林地開発は終了になります。

渡辺委員： 実態として、地域森林計画対象民有林である中で、いわゆる森林計画に関して、何らかのプランを立てるということは、事実上できなかったのですか。

事務局： はい。この場所に関しては特にその地域森林計画の中で詳細なところまでは決めてないので、特に支障はなかったような形です。

渡辺委員： 森林の開発を規制しているのは森林法で、伐採許可、形質の変更、土地の改変等を規制している訳ですが、1ha以上の開発には県の許可、いわゆる林地開発の許可が必要です。許可した段階で森林法の森林から外してしまうと、森林法の規制がかからなくなります。許可の条件どおりに開発行為が行われていない場合、是正の勧告や原形復旧の命令をしなければいけないのですが、森林法の対象外になると、それができなくなるので、計画どおりに開発が完了したことを確認した時点で森林から外すことになっていると思います。その意味で、今回審議されたうえで4月から地域森林計画対象外になった時点で森林法の網

がかからなくなるということだと思います。

部会長： 法の規制をなくす意味で、森林から外すということですね。

④ 整理番号5 鶴岡森林地域の縮小

月田委員： 資料1の2ページの方で、畑地が現在未造成との記載がありますが、現況はどのような状況ですか。盛土をされてない状態で現在は窪んでいるような状態でしょうか、それとも整地が終わってないということなのか。

事務局： 現況については、森林は切り終わって、山砂採取を行っている途中で、畑地造成というのは着手してないような状態です。

部会長： 業務的には山砂採取が継続していて、林は切られて林地開発行為の完了を確認した状況ですね。

渡邊委員： 山砂の採取はまだ終わってないのですか。これからも続くのですか。

事務局： はっきりした日付は定かではありませんが、今年の上旬に終了予定だったと記憶しております。

渡邊委員： 地盤の高さや、法面の長さ等、許可したときの条件どおりになっているか、確認はまだ終わってないのですか。採取行為は終わって地形的には全部当初の計画どおり出来上がり、県の出先の確認も終わっていますが、畑を作るのは開発業者ではなく農家の方であるため、まだ耕作してないという意味で、畑地は現在未造成ということかと思いました。

事務局： そのように確認しております。畑地はまだ造成しておりません。山砂採取の方は、最終的に終わったかは確認してみないと分かりません。

渡邊委員： これからも採取が続けば、その地盤が下がってきますから、法面が後退していきますよね。そうすると、他の周りの土地にも影響を及ぼすおそれがあるため、最終的に全部計画どおり出来ていると確認しないうちは、森林から外せないのではないのでしょうか。昨年5月29日に林地開発行為の終了を確認しているということは、その後また採取を行うとするならば、林地開発行為としてでなく別の行為として行うしかなくなるような気がします。

事務局： 林地開発行為完了確認は、木の伐採を完了したことを確認したということでございます。

部会長： 砂の採取に関して、実際に地形を変更しての行為とみなすのか、森林法の範囲でいうと林地開発で木を切ったという中で完了とみなすのか、違いは。

渡邊委員： 木を切るだけなら、伐採届でいいはずですが。形質を変更して1haを超える形質を変更するから、林地開発の許可が必要なのです。どのくらい掘り、どれくらい盛土をするか、それが周りに影響を及ぼさない

か、災害を起こすことがないのかということを確認するために開発行為の許可制度があるわけです。だから切ったから終わりということにはならないのではないのでしょうか。

事務局： 手元にある書類では、林地開発が終わった時点で、周辺の土地との関係性や、法面の状況等を確認しているようです。別に届出として、最終計画の認可申請なども行っているようで、そちらでまた別の規制がかかっていると思われます。

部会長： 土を採取する計画を新たに作って活動している。

事務局： そちらは届出が別に出しておりまして、許可済みという書類が出ています。

部会長： では、継続されている。

渡邊委員： それは砂利採取の方ですか。

事務局： はい。

渡邊委員： それはまた別の法律の規制ですよ。森林法上の規制は、林地開発行為の許可があり、その完了を確認して初めて終わるのではありませんか。完了確認の平成30年5月29日は、その時点で許可した分が全部許可どおりに終わっていることを確認したという意味ではありませんか。

事務局： すみません。担当部局の方で不明だということでございます。

月田委員： その後どうなるのか心配だということだと思うのですが、山砂採取場としての造成が終わり、林地開発行為の完了が確認されて、今後は採取の方の法律で縛りがかかるため、森林法からは外すということかと思えます。ここに畑地造成まで入っていると、畑地造成のところまで森林法の縛りで行くのではないかと誤解を受ける可能性があると思うので、畑地造成の話を持ち離していただければ問題ないと思えます。

部会長： 林地開発行為としての考え方、どこまで対象かを確認していただくようお願いします。

※確認したところ、林地開発完了検査時点において山砂採取は完了しているが、畑地造成は完了していない。なお、検査では計画上の断面図等に照らし合わせて土地の改変（法面等）を確認している。

渡邊委員： この案件に関しましては、砂防林としての役割も一部果たしているところではないかと察するのですが、林地開発をして、その後の周辺環境へ影響が出るか否か、事前に審議されたうえで開発を行っているのですか。周辺環境への整合性や影響等、事前に調べられているのですか。

事務局： 林地開発の許可時点において、周辺環境等の状況等も加味して、最小限の面積で林地開発が予定されているか確認した上で許可されま

す。今回に関しては、砂防林としては登録はされていませんでしたが、その辺も登録の許可時点で、林地開発の許可時点で厳しく見ていると聞いております。

渡辺委員： 申請の時点で審議がなされるという理解でよろしいですか。

事務局： はい。

⑤ 整理番号6 酒田森林地域の縮小

大友委員： 砂利採取場にしては変な形をしているというか、特に右下の方の細い四角のところ、こういう飛び飛びの形での砂利採取場になるのでしょうか。

事務局： こちらの案件は、資料2の11ページでは、全体に緑がかかっている森林地域となっているのですが、実際は砂丘地で、森林が線状に連なっております。ただシステム上そこまで細かくは区切れないため、全体が緑に見えている状態で、現状としましては、砂地の周辺にあった森林も切って、そこも山砂の採取地にするというものです。

大友委員： 分かりました。木が生えているところだけを指定しているのですね。

○審議事項の取りまとめ

部会長： それでは、部会の意見を取りまとめたいと思います。山形県土地利用基本計画変更案について、御異議ございませんでしょうか。

～各委員、異議なし～

部会長： ありがとうございます。異議なしと認めます。山形県土地利用基本計画の変更案については、異議がないということで答申することに決定いたします。どうもありがとうございました。

なお、答申の文面につきましては、私にご一任願いたいと思います。以上をもちまして、審議事項を終了します。